

長崎市農業委員会 令和6年10月総会 議事録

1 日 時 令和6年10月29日(火) 14:00 開会
15:00 閉会

2 会 場 長崎市役所 7階大会議室(長崎市魚の町4番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(19名)

| | | | | |
|-------|--------|--------|-------|-------|
| 井川 義英 | 池田 憲二 | 岩永 一也 | 岩本 隆 | 植田 正和 |
| 尾崎 正孝 | 上川 満治 | 柴原 恵 | 永岡亜也子 | 野中 麻美 |
| 平尾 政博 | 増田 茂 | 松尾 隆治 | 峰 忠幸 | 森山 安男 |
| 森保 欣也 | 柳川 八百秀 | 山口 眞佐栄 | 山崎 実男 | |

5 欠席農業委員(0名)

6 出席推進委員(22名)

| | | | | |
|-------|-------|-------|--------|--------|
| 浦川 英敏 | 川添 孝則 | 城戸 利美 | 久保 正 | 田中 幹生 |
| 鶴田 安明 | 中村 数昭 | 中山 辰也 | 野口 弘人 | 野口 洋太郎 |
| 野本 英世 | 濱口 敏夫 | 濱口 雅洋 | 本田 雅博 | 松浦 行信 |
| 松本 貞幸 | 松本 守 | 宮崎 好徳 | 村田 美津枝 | 森内 悟己 |
| 山口 憲昭 | 山下 和孝 | | | |

7 欠席推進委員(2名)

今村 秀喜 三浦 信男

8 出席職員

【農委事務局】 萩原事務局長 木場事務長 茶屋本農政管理係長 木下農地係長
浦上主事

9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和6年10月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、10月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は19名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は22名です。報告は以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。森山安男委員と山口眞佐栄委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○森山委員・山口委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は、付議事項が5件ございます。まず初めに、第1号議案「令和6年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務長 それでは、第1号議案「令和6年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」ご説明いたします。左上に①-1と記載されている議案書の1ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、長崎市長へ提出する農地等利用最適化推進施策に関する意見書について決定するものです。2ページからが、提出する意見書案になります。先月の総会の折に、委員の皆さんからいただいたご意見を基に、修正しております。その他の部分は、先月の総会と変わっておりませんので、修正した部分のみ読み上げさせていただきます。4ページをご覧ください。まず「1 担い手・労働力の確保」の中の(1)の3行目の最後のあたりにJA・県等の関係機関ということで、もともとJA等の関係機関でしたけれど、県も大事な関係機関となりますので、それを加えております。

次に「2 現状の営農の維持・発展」というところで、1行目の終わりの方に「永続的な農業振興には現状の営農の維持・発展が重要である。」とあります。これはもともと、「永続的な営農には」となっており、「営農」が2回続くのはどうかというご意見がありまして、

できるだけ後の方の「営農の維持・発展」は残したかったものですから、2番目のタイトルにもなっておりますので最初の方の「営農」を「農業振興」というふうに変えております。次が(1)のところ、「日本の農業を支えてきた中山間地などの小規模農家の経営は厳しさを増しているが」という文言を入れております。このへんの中山間地の農業経営の厳しさというのをに入れてほしい、そこから基盤整備の要望につながっていくということになりますので、こういう文言を1行入れさせていただいております。

次に5ページ目です。4番の「農業委員会の予算の確保」の下から3行目です。農地利用最適化推進委員の制度導入時から変更はないと、私が認識不足のために書いていたところなんですけれども、実は去年も何百円か報酬が上がっておりまして、人事院勧告とかそういうものを基にして、農業委員さんだけではないんですけれども、他の特別職も人事課が一括して上げてるところなんですけれども、去年の5月に数百円上げているということがありましたので、基本的に大きな変更はないという表現にしております。

それと、3ページに戻っていただいて、最初の出だしは去年とほとんど変えていなかったところなんですけれども、3行目のところで、「農業者の高齢化や後継者不足」となってますけれども、ここに担い手も入れてはどうかというご意見がありましたので、そこは入れていきたいと思っております。変更点は以上になります。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第1号議案について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案については、原案のとおり決定いたします。それでは、意見書の提出につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務長 意見書の提出についてですが、先月の総会でもお知らせしましたが、来月11月21日木曜日、運営委員会前の午後2時から、市役所8階の応接室で行います。なお、出席者につきましては、先日の運営委員会で協議を行い、運営委員のみで行うこととしました。運営委員の皆さまには、後日案内を送付する予定ですので、よろしく願いいたします。また、12月又は1月の総会の場に、農林振興課に出席していただき、今回の意見書に対する回答をいただく予定としておりますので、併せてお知らせいたします。

○議長 運営委員の皆さんは、出席方よろしくお願いいたします。続きまして、第2号議案、「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんほか1名が所有する、戸石町の農地1筆、92㎡について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理できないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で620日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、本田雅博推進委員より報告をお願いします。

○本田推進委員 現地調査についてご報告いたします。10月15日に私と尾崎農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は自宅に隣接する農地を取得するもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する、滑石4丁目の農地1筆について、宅地として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和44年頃から既に宅地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県

に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。隣接する滑石4丁目〇番〇の山林に建築された建物の一部が申請地に越境して建設されており、残りの部分も住宅建築時にコンクリート舗装され宅地として使用しています。雨水排水につきましては、自然流下により道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流いたします。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山下和孝推進委員より報告をお願いします。

○山下推進委員 現地調査についてご報告いたします。10月17日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和44年から宅地として使用しており、追認許可申請となっておりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地もないことから転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、千々町の農地1筆、3,387㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆、3,387㎡について、20年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、11,575㎡となり、利用につきましてはミカンの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。

〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口敏夫推進委員より報告をお願いします。

○濱口（敏）推進委員 現地調査についてご報告いたします。10月9日に、私と山崎農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、ミカンの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第4号議案2番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、長浦町の農地2筆、4,179㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆、4,179㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、12,285㎡となり、利用につきましてはビワの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、3番の議案説明後、併せて報告いたします。

続きまして第4号議案3番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地1筆、2,153㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆、2,153㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、19,954㎡となり、利用につきましては水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、久保正推進委員より報告をお願いします。

○久保推進委員 2番と3番の現地調査についてご報告いたします。10月16日に、私と平尾農業委員、野中農業委員、事務局とで現地確認を行いました。2番は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはビワの栽培を予定しています。3番は利用権の新規設定を行うもので、利用については水稻を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第4号議案4番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、川原町の農地3筆、1,550㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地3筆、1,550㎡について、20年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,120.99

㎡となり、利用につきましてはビワの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、5番の議案説明後、併せて報告します。

続きまして、第4号議案5番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、川原町の農地2筆、477㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆、477㎡について、20年間の使用貸借により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、477㎡となり、利用につきましては果樹の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが川原町〇番〇の写真。次が川原町〇番〇の写真になります。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員に報告をお願いします。

〇山口(憲)推進委員 4番と5番の現地調査についてご報告いたします。10月16日に、私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。4番は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはビワの栽培を予定しています。5番は利用権の新規設定を行うもので、利用については果樹の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

〇議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〇森内推進委員 2番の〇〇〇の〇〇さん、ビワを作るということなんですけど、まだビワの木も植えてない状況で、貸借期間が5年というのは、〇歳の若さでちょっと短いんじゃないかという気はするんですけど、植えたとして収穫するかしないかくらいのときに、また貸借権の設定をし直すということになるかと思えますけど、もっと長く設定した方がいいんじゃないでしょうかと思いました。

〇農地係長 その件なんですけれども、まず中間管理事業を行うにあたっては、所有者は貸付希望届出書、借り受けを希望させる方は借受希望届出書というものを出して、それを基に中間管理機構がマッチングをしていくことになるんですが、今回それぞれがもともと希望届出書の中では5年で設定したいということで希望を出してしまっていて、借受者も作付けを当初はミカンということで予定をしててですね、その5年間とミカンということで進めていました。マッチングが決まった段階くらいで、最終的に借受者の方がビワを植えたいということで、作付けの品名を変えて、それによって委員ご指摘の通り5年では短いというような話になったんですけれども、今後期間を延ばすということで所有者の内諾は受

けておりまして、今延長に向けての手続きを開始しているところであります。以上です。

○森内推進委員 分かりました。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」議案の説明と、現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。6ページの表の下の方に集計しておりますが、申出件数が4件、合計筆数が6筆、合計面積が1,774.63㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

1番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、神浦上大中尾町及び神浦下大中尾町の農地2筆で、面積は818㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが神浦上大中尾町〇番〇の写真。次が神浦下大中尾町〇番〇の写真になります。現地調査につきましては、岩永一也農業委員より報告をお願いします。

○岩永農業委員 現地調査についてご報告いたします。10月11日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番は〇〇〇の〇〇さんが所有する、川原町の農地2筆で、面積は793㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが川原町〇番〇の写真。次が川原町〇番〇の写真になります。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査についてご報告いたします。10月16日に、私と森保農業委員、

事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、3番は〇〇〇の〇〇さんが所有する、現川町の農地1筆で、面積は117.63㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、野口洋太郎推進委員より報告をお願いします。

○野口推進委員 現地調査についてご報告いたします。10月15日に、私と池田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、4番は〇〇〇の〇〇さんが所有する、檜山町の農地1筆で、面積は46㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地の立会いは、令和6年7月3日に井川義英農業委員及び野本英世推進委員にお願いし、特に問題ないとの意見をいただいています。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○森山農業委員 3番ですけれども、登記は宅地になっていて、現況も山林になってますが、これを非農地というのはどういうことでしょうか。

○農地係長 もともと登記地目は宅地だったんですが、耕作をやったということで現況農地として農地台帳にも記載をされていた農地になります。その農地が今荒れて、山林化されたということで非農地の判断を行っているということになります。

○森山農業委員 登記は宅地で現況は山林でも非農地にする必要があるとですか。

○農地係長 今回、私たちもどうなんだろうと思ったんですが、法務局で所有権移転の手続きをしようとしたんですけれども、一旦農地台帳に登載されているのであれば非農地化したということで農業委員会の判断がないと所有権の移転ができないということで指摘があって、今回非農地の判断をすることとしています。

○森山農業委員 分かりました。

○議長 他にございませんか。

― 意見等なし ―

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いします。

○農地係長 それでは、報告事項1 事務局長専決事項についてご報告いたします。報告事項の資料の1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が5件提出されました。続きまして、資料の2ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が2件提出されました。合計7件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、10月10日に開催されました。資料は、3ページと4ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和6年度農業委員会会長・事務局長会議（中期）について」事務局から報告をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、令和6年10月18日に開催された、令和6年度農業委員会会長・事務局長会議（中期）に、平尾会長と萩原事務局長が出席されましたので、主なものについてご報告いたします。左上に②-1と記載した報告事項の資料の1ページをご覧ください。当日の次第、4の(1)の令和6年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書につきましては、今年12月頃を目途に長崎県知事に提出予定として、県農業会議がとりまとめている素案について、協議を行っております。内容につきましては、まだ検討段階のため公開できませんが、意見書の項目としましては、「担い手への農地の利用集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」「地域計画の実現」などの項目をベースに検討されています。次に、4の(2)の令和6年度重点活動の進捗状況については、資料の2ページに掲載しておりますので、ご参照ください。そのほか、次第のとおりですが、ご興味がある項目がありましたら、事務局に資料がございますので個別に閲覧ください。報告は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様方からご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項4「農業者年金加入推進について」農業者年金加入推進対策班から説明をお願いいたします。

○岩永年金加入推進リーダー 農業者年金推進対策班の活動について報告いたします。報告事項別紙の資料の3ページをご覧ください。本日、総会の前に農業者年金加入推進部長会議を行いました。資料4ページの推進体制のとおり、本年度は長崎県農業会議の割り当てで、長崎市農業委員会は、3名の加入が目標となっております。今年度も、6地区で班体制を組み、加入目標数を各地区各1人としております。活動計画は、資料5ページから6ページの左側の計画をご参照ください。11月及び12月を加入推進強化月間として戸別訪問を予定しております。加入の見込みがある60歳未満の農業者がいれば、事務局が、加入要件を確認し、改めて訪問を行うということにしておりますので、事務局へご連絡ください。また、本日各地区の農業委員、推進委員の皆さんには、戸別訪問用にリーフレット5冊と、50歳以下で年間100日以上農業に従事されている未加入者の地区ごとの名簿を活動の手助けとしてお渡ししています。過去の加入推進状況を踏まえ、各地区で訪問対象を選定していただき、戸別訪問を実施していただきますようお願いいたします。なお、その戸別訪問の実施状況は、お配りしております報告書にて、事務局へ提出をお願いいたします。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様からご意見、ご質問等ございませんか。

○森山農業委員 加入予定者名簿をつけてあるんですけど、これはだいぶ前からのをそのままつけてると思います。できれば加入されてる人は除いてもらった名簿を作ってもらえればと思っておりますがどうでしょうか。

○農地係長 対象者は毎年、50歳以下ということで年齢に応じた方を抽出して作成しております。今の名簿は加入されている方は備考欄に加入済みと記載をしているんですけども、森山委員から指摘があったとおり、来年度から必要なければ、加入済みのところは備考に記載するのではなくて、名簿自体から外すようにしたいと思います。

○議長 他にございませんか。

― 意見等なし ―

○議長 ないようでしたら、引き続き、その他の事項に入ります。その他の事項 1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします

○農政管理係長 それでは、その他の事項 1 及び 2 について、続けて説明させていただきます。まず、その他の事項 1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」ですが、資料は左上に③と記載したその他の事項の資料の 1 ページをご覧ください。令和 6 年度の目標部数は 120 部となっております。現在の購読部数は先月の報告以降、新規の申込み、中止の申し出ともありませんでしたので、105 部となっております。目標達成に向けてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、その他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」について説明いたします。資料 2 ページ及び 3 ページに「令和 6 年度上半期の活動記録集計表」を記載しております。ご確認いただき、日数についてご自身が把握している日数と異なっている場合は、後ほど事務局にご連絡ください。その他の事項 1 及び 2 についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

○城戸推進委員 新聞についてお伺いしたいんですけど、ずっと中止があって、目標部数に従ってるのは分かるんですけど、もう一つ新聞がありますよね、農業関係の。全国農業新聞とは別の組織の新聞があるんですかね。

○議長 農協が出してる、日本農業新聞でしょう。

○城戸推進委員 それは農協が出してるんですね。今購読料が、お金のことはあんまり言いたくないとけど、購読料が 2 回に分けて 8,400 円、それが 48 部なので各 175 円、民間のとは大体、民間というか普通の長崎新聞とか毎日新聞は大体、130 円から 150 円くらいかなと思ってるんですけど、なんでかというところあまり広告が多すぎて紙面自体が簡素化じゃないけど、そういうのが見受けられたものですので、8 ページくらいありますか、半分まではいかんけど、3 分の 1 くらいは大きな見出しで宣伝関係が載っておるみたいなんですけど、どがんでしょうかね。皆さん毎日読まれていると思いますけど。

○農政管理係長 事務局の方でも新聞については購読をしているんですけど、私個人的な意見でいうと、そこまで広告が多いというのは感じておりません。

○山口会長職務代理者 これはいろいろ問題があつて、自分もJAとも協議したし、地区研修会にも日本農業新聞と全国農業新聞は合併できないのかということをお願いしたんですけど、だめと言われました。できませんと。なんで同じ農業報告をするのに2通りあるのか、野党と与党かなと思うくらいですが、ちょっと自分にも理解できません。

○城戸推進委員 気づいた点なので、特に追及するわけじゃないんですけど、ちょっと気づいたものだから。

○議長 農業会議所がこの全国農業新聞を出してるんですもんね、農業委員会の元締めですね。それで日本農業新聞が、農協の総元締めである全国中央会が出してるんです。そこらへんも横の組織の繋がりがなかなかできない状況なんじゃないんですかね。よく分かりません、そこらへんは。そういうことですので、私たちの活動の一つとして、この全国農業新聞を広めることも活動の一環だそうですので、そこらへんご理解していただき、よろしくお願ひしたいと思ひます。他にご意見等ございせんか。

○久保推進委員 先ほど、4号議案でこれからピワを植えるという畑について質問があつたんですが、今度その畑を借りられる方というのが、琴海地区にみかんの畑を他に何か所か借りておられまして、前の方がしっかり管理されていた畑なので、引き続きそれなりに管理をされているようなんですけど、今度は苗から植えるというのと、今回引き受けた面積もまだ半分ほどしか草払いもできてないということで、地主の方も心配をされておりました。その方というのが、地元の方とちょっとした揉め事もあつたというような話も聞いております。そういうこともあつて、ちょっと大丈夫かなと感じております。我々、現地調査でもちろん確認はするんですけども、借りられる人については書面で名前を見るだけなんですけど、その辺の審査とかヒアリングなりというのは公社とか事務局でされているんでしょうか。分かればおしえてください。

○農地係長 公社の方は当事者どうしとも話をしていると思ひます。事務局が当事者と直接話をするにはございせん。

○議長 よろしいですか。

○久保推進委員 よく分かりせんけれども、一応分かりました。

○議長 大変ですけれども、ちょいちょい現地の確認をしていただいて、本人さんともお会いして、いろいろ情報を確保していただければと思ひますのでよろしくお願ひします。

○久保推進委員 もうちょっと様子を見て判断したいと思ひます。ついでにもう一つ話を聞いてください。うちの畑に行く途中に何年か前に中間管理で貸し借りのあつた田んぼが

あるんですけど、そこを借りられた方が去年でやめまして、今はセイタカアワダチソウが2、3m伸び放題になっております。その田んぼは自治会でいつも草払いをする道路に面しております、借りられた方が自分でワイヤーメッシュをホームセンターかどっかで買ってきて、周りに張って、そのままになっております。中からカヤやセイタカアワダチソウがどんどん伸びてきて、道路にまではみ出してきて、草払いをするにも払えないような状況で仕方がないので、私が時々除草剤をかけたり、はみ出してきた部分を切ったりはしております。そのくらいはなんてことないんですけど、言いたいことは、公社というのか機構というのか分かりませんが、そういった畑があれば、しっかり引き受けたからには保全管理をやってもらって、次の借りる人をちゃんと探してもらいたいと思います。パンフレットにも書いてあったものと思います。関連してですけど、中間管理事業が始まって数年経つんですけど、特に長崎市においては、新規就農者にいろいろ斡旋をしてもらってハウスがあちこち建ちはしたんですけど、農地として見ると、全く何の変化もなく、ただ耕作者がAさんからBさんへ変わったというだけで、実際は相対で貸し借りしても特に支障はなく進むような畑も、なかば義理で機構に預けた農地もあるかと思えます。隣の西海市では基盤整備に合わせて、中間管理機構からも補助金が出て、受益者負担がほとんどないような事業が進んでいるものだと思いますけど、どうか長崎市でもそういうふうに、できれば機構がある程度整備した畑を用意して誰かに貸すとか、大規模な基盤整備というのは難しいんでしょうけど、条件の悪いような農地をちょこっと手直しして借り手を見つかるとか、そういうこともやってくれたらなと日頃考えております。農業委員会としてそういった点を要望していけたらなと感じております。以上です。

○事務局長 事務局長の萩原です。市の地産地消振興公社ですけれども、市の外郭団体ということで中間管理事業を行っております。今回このような形で農業委員会の中でそういったご意見があったということはしっかり伝えさせていただいて、市の農林振興課と一緒にどういったことができるか検討していきたいと思えます。

○上川農業委員 今の件に関して、琴海町の農地であるとあったんですけども、地域は琴海町ですけれども、借主が長崎市の北浦になってました。こういうような事例で言うと借主の情報が農業委員さんについているのかということも今からの、併せた格好での情報提供としてもらえば、その地域の農業委員さんも一緒になって対応できるようになるかと思えますがどうでしょうか。

○議長 住所はですね、今北浦なんですけど、時津に住んどらすとですよ。それで、時津に何年か前から住んでおらしてですね、村松とか西海地区の農地もだいが果樹園を借りとらすとですよ。それであっちこち借りておらすとですけど、どんな経営をしようか実態が見えないという状況なんですよね。

○上川農業委員 実態が見えなくても、住所が北浦町に住んでいるなら北浦町の皆さんに

関係することなんですよね。他の地区自治会とも一緒にあわせて。そこらへんでの情報を持って、借りるんだということになれば逆に支援という形にも結びついてくると思うんですよね。だから、情報共有というのをしていかないと。我々は他の産業と違いますので、やっぱり一緒に見守るといふか特にお若いですので、そこらへんも含めて検討といふか対応の仕方をお願いしたいと思います。

○農地係長 公社の方にも、マッチングする際にできるだけ地域の農業委員さん、推進委員さんに話を持って行って、よりよいマッチングができるように情報共有していくように話をしていきたいと思います。

○議長 この前、萩原事務局長にもお願いしたんですけれども、公社の方にも、一応活動の中では公社も農業委員会総会に出てきて、情報提供をし、情報交換をしながら農地の集積と振興をなさいとなってるんですけど、なかなか公社に来てもらえないので、局長の方をお願いをしましたので、そういうことで公社との意見交換を年に3、4回はやった方がいいんじゃないかなと考えておりますので、お願いをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。他にございませんか。

○岩本農業委員 全国農業新聞の増減の件なんですけれども、前からずっと15部ということで何か減らす方法をなんとか考えておらんとでしようかね。それと今年度部数増減部数の8部は今年度が8部不足ということで、前から繰り越した分が15部なんですかね。

○農政管理係長 達成目標の件でしょうか。

○岩本農業委員 一つはですね。ずっと15部マイナスなんですよね。15部達成してないんでしょ。

○農政管理係長 今年度の目標が120部に対して、現状で15部不足しているという状況です。

○岩本農業委員 今年度増減部数は8となつとるんですよね。今年度が8ということですか。

○農政管理係長 そうですね。

○岩本農業委員 15部を何とかせんばいかんということで、対策していかんとですよね。それを方法としてなにか対策、こうしたらいいとか考えはあるんですか。

○農政管理係長 先ほど会長の方からもおっしゃっていただきましたけれども、農業新聞の購読者を増やしていく方策ということですよ。まず、委員の皆さまにも活動の中でご

周知いただきたいというのと、例えば、農委だよりを作成中ですけれども、そこでも農業新聞のPRをやっていますので、そういったところで周知を図っていきたいと考えております。

○岩本農業委員 農業従事者にこういう新聞があるとPRですかね、そういうことをした方がいいと思うんですけどね。知らん方もおるんですよ、農業新聞があると、農業に従事してる方にもですね。それと議員さんには、こういう新聞がありますよと言っているんでしょうか。前は議員さんにも買ってもらってたんですけどね。

○農政管理係長 議員さんについては、私も把握できておりません。

○岩本農業委員 そういう方法でよろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。地区別の会議の中でも農業新聞を誰か読んでくれんやろうかねというふうな、あの人はどうやろうかねというふうな検討を加えていただけたらと思いますので今後そういった取組みもよろしく願いいたします。

他にございませんか。ないようでしたら、最後にその他の事項3「令和6年11月、12月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 ー 行事予定について説明 ー

○議長 何か質問はありませんか。それでは、これで10月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。